「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表す べき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第1089号)により一般貸切旅客自動車運送 事業者が報告すべき事項に基づき下記の通り公表いたします。

初任運転者数		1	名がス運転経験		有	有(大型)		
時期			9月5日~9	■ ■ 車種		区分	大型	
指導者		' ' ' '	10年以上の理者により	5年) がある者	,, 5			
日時 (運転時間)	実施ルート 指導内容							添乗 指導者
9月8日 (3:48)	車庫 小倉 門司 行橋 車庫 - <u>般道走行</u> :周囲の状況確認・指差確認・歩行者や自転車への配慮 ・右左折時の注意・ブレーキ操作について・実際の内輪差							А
9月9日 (6:24)	車庫 築上町 耶馬渓 浮羽 田川 車庫 登り下り道(山道)走行:山道走行についての注意・狭い曲道の走行・連続したカーブの走行・下り坂におけるブレーキ操作等						大型	А
9月10日 (6:16)	車庫 一一 宗像 一一車庫 一一 小倉南 一一車庫 <u>高速道走行</u> : 走行速度や車線変更の方法・車間距離の取り方・ETC レーン通過時の注意・出口を間違えた場合の対処について ・AT車の特性を踏まえた運転方法について							А
9月11日 (4:24)	車庫 久山 博多 古賀 車庫 -般道走行:オーバーハングへの注意・死角の確認・道を間違えた場合の対処について・乗客の乗降時の対処等						大型	А
運転(走行	方)時間計	20	時間	52	分			
9月5-8日 9月12日	※社内研修・初任運転者に対する特別な指導(国土交通省告示第1676号)に基づいた座学教育等(10時間)、適性検査(初任診断)等							А

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表す べき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第1089号)により一般貸切旅客自動車運送 事業者が報告すべき事項に基づき下記の通り公表いたします。

初任運転者数		1 名 バス運転経験			有(大型)			
時期		2025年9月24日~ (座学研修含)		■ ■ ■ 車種		区分	大型	
指導者				5年) : がある者				
日時 (運転時間)	実施ルート 指導内容							添乗 指導者
9月25日 (4:36)	車庫 久山 箱崎 若宮 車庫 - <u>般道走行</u> :周囲の状況確認・指差確認・歩行者や自転車への配慮 ・右左折時の注意・ブレーキ操作について・実際の内輪差							А
9月29日 (5:55)	車庫 築上町 耶馬渓 浮羽 田川 車庫 登り下り道 (山道) 走行: 山道走行についての注意・狭い曲道の走 行・連続したカーブの走行・下り坂におけるブレーキ操作等							А
9月30日 (6:19)	車庫 ―― 博多 ――糸島 ―― 宗像 ――車庫 高速道走行: 走行速度や車線変更の方法・車間距離の取り方・ETC レーン通過時の注意・出口を間違えた場合の対処について							А
10月1日 (6:14)	車庫 小倉 門司 行橋 若松 車庫 -般道走行:・オーバーハングへの注意・死角の確認・道を間違えた場合の対処について・乗客の乗降時の対処等 ・AT車の特性を踏まえた運転方法について							А
運転(走行)時間 計 23 時間 4 分								
9月24日 9月25日 9月26日 10月2日	※社内研修 125日 ・初任運転者に対する特別な指導(国土交通省告示第1676号)に基づいた座 学教育等(10時間)、適性検査(初任診断)、 等							